対象 受	大阪府警察本部総務部会計課
が 多 点 () () () () () () () () () (人似外言会本的添伤的方言味

事務事業の概要 検出事項 改善を求める事項(意見) 1 現金の直接収納 各警察署では、「警察署における 各警察署で現金の直接収納 ・現金の直接収納は、地方自治法及び大阪府財務規則(以下「財務規則」という。)により、出納員又は会計員でなけれ 会計員の任免の手続及びその事務 事務を取り扱う職員を会計員 の取扱いについて (府警本部内 に任命するよう、「警察署にお ばできない。 ・出納員は、充て職で指定されている者 規)」に基づき会計員の任免の手続 | ける会計員の任免の手続及び ・会計員は、充て職で指定されている者のほか、財務規則に基づき任免することができる。 を行っている。 その事務の取扱いについて」の この内規では、警察署で違法駐し改正を検討されたい。 【地方自治法】 車車両移動等費用及び特例事務手 第170条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会 数料を扱う職員のみが会計員に任 計事務をつかさどる。 命することとされており、会計課 2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。 の窓口で現金の直接収納事務を取 一 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管を行うこと。 り扱う職員については会計員に任 第171条 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置 命すべきとされていない。そのた かないことができる。 め、現金の直接収納を行う会計課 3 出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納(小切手の振出しを含む。)若しくは保管又は物品の出納若しくは 職員が会計員に任命されていなか 保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。 【財務規則】(法:地方自治法) (会計職員の設置) 第97条 法第171条第1項の会計職員は、出納員及び会計員とする。 (出納員) 第98条 出納員は、会計局長及び別表第3の第2欄に掲げる職にある者をもって充てる。 (会計員) 第100条 会計員は、会計局に置く課の参事、課長補佐及び主査の職にある者(国費に係る事務を担当する者を除く。) 並びに別表第3の第3欄に掲げる職にある者をもって充てる。 2 前項に規定する者以外については、知事は、会計員を任免するときは、本庁の各課の出納員の内申により行うもの とする。 3 第1項に規定する者以外については、予算執行機関の長は、会計員を任免するときは、当該予算執行機関の出納 員の内申により行うものとする。 (出納員の直接収納) 第105条 出納員又は会計員は、納入義務者から現金(現金に代えて納付される証券を含む。)を収納したときは、領 - 収証書(様式第60号)を当該納入義務者に交付しなければならない。この場合において、窓口において収納する入 園券、入場券、手数料その他これに類する収入で、領収証書(様式第60号)を交付し難いものについては、入園券、 入場券、金銭登録機による記録紙等をもってこれに代えることができる。

- 2 警察署での手数料の収納方法の変更について
- ・大阪府証紙徴収条例の廃止(平成30年10月1日付け)
- ・府では、申請手数料の納付の際に使用されていた大阪府証紙を廃止し、納付書、現金による納付等に移行した。(具体的な納付方法は申請等事務ごとに別途定められた。)
- ・大阪府警察では、大阪府警察全体で、平成29年度約90億円(8,947,850,480円)あった証紙での収入を、一部コンビニ収納もあるが、主に現金の直接収納に移行し、警察署で取り扱う手数料は、すべて現金の直接収納となった。
- 3 警察署での会計員の任免の手続に関する大阪府警察の内規
- ・大阪府警察では、「警察署における会計員の任免の手続及びその事務の取扱いについて」(平成15年3月31日 例規(会) 第20号)を定めている。これは、警察署での会計員の任免の手続について定めたもので、警察署では、この内規に従って会計員の任免の手続を行っている。

(この内規による警察署で任命すべき会計員)

- ①会計員(違法駐車車両移動等費用)
- ②会計員(特例事務手数料)
- ・警察署の会計課の窓口で現金の直接収納事務を取り扱っている会計課の職員については、この内規では会計員に任命 すべきとされていない。

【警察署における会計員の任免の手続及びその事務の取扱いについて(平成15年3月31日例規(会)第20号)】 大阪府財務規則(昭和55年府規則第48号。以下「規則」という。)第97条第2項の規定により置かれる会計員のうち 警察署における会計員は、規則第100条第1項に規定する者のほか、同条第3項の規定により予算執行機関の長である 警察署長(以下「署長」という。)が任命することとされているが、同項の規定による会計員の任免の手続及びその事 務の取扱いについては、平成15年4月1日から次のとおりとするので、誤りのないようにされたい。(以下 略)

1 任命される者及びその事務の内容

名称	任命される者	事務の内容
会計員(違法	警察署の交通課員(地域交通課交通係員を含む。以下同じ。)のうち巡査部	警察署以外の場所におけ
駐車車両移	長以上の階級にある警察官で、警察署以外の場所において違法駐車車両移動	る違法駐車車両移動等費
動等費用)	等費用(違法駐車車両に対する措置要領(平成20年5月30日例規(駐・会)	用の収納及び保管
	第63号。以下「要領」という。)第15の規定により徴収する負担金、要領第	
	17の規定により徴収する延滞金又は要領第18の規定による滞納処分の執行	
	により徴収する負担金等(以下「滞納処分換価等受入金」という。以下同じ。)	
	の徴収事務に従事することを指定されたもの	
会計員(特例	「特例交番における特例事務の処理について」(平成7年3月29日例規(務・	特例交番で取り扱う申
事務手数料)	地総・交総) 第22号) に基づき特例交番において申請・届出事務を取り扱う	請・届出事務に係る手数
	事務処理要員及び代替要員	料の収納及び保管

	各警察署の実地監査での確認事項
/I	/X 何X /x x +x // \ ++ +l/l P/ /\ /\ /\ /\ // \ L/L = /\ P P P
4	

- ・平成30年10月1日から警察署で行うことになった手数料の現金での直接収納事務について確認を行った。
- (1) 実施期間:平成30年10月12日から同31年1月30日まで
- (2)監査対象機関:14警察署

(大淀警察署、都島警察署、東成警察署、淀川警察署、高槻警察署、布施警察署、 柏原警察署、枚方警察署、門真警察署、北堺警察署、南堺警察署、和泉警察署、 泉佐野警察署、黒山警察署)

(3)警察署の会計課の窓口で現金の直接収納事務を行っている職員

: 財務規則に基づく会計員の任命手続が行われていない。

(「警察署における会計員の任免の手続及びその事務の取扱いについて」に基づき会計員の任命が行われていることから、会計課の窓口で現金の直接収納事務を取り扱っている会計課の職員については会計員に任命されていない。)

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年2月13日)

1 財務会計事務

(1) 契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
大正高等学校	下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出がなされていなかった。 授業アンケートシステム運用業務委託(31,050円) ・個人情報取扱作業責任者届(仕様書「6 個人情報の保護」関係 個人情報取扱特記事項第3)	検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止 に向け必要な措置を講じられたい。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年10月18日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
門真なみはや高等 学校	下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出がなされていなかった。	検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止 に向け必要な措置を講じられたい。
	授業アンケートシステム運用業務委託(45,360円) ・個人情報取扱作業責任者届(仕様書「6 個人情報の保護」関係 個人情報取 扱特記事項第3)	

<u>監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年2月6日)</u>

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
教育センター附属 高等学校	下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出が なされていなかった。	検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止 に向け必要な措置を講じられたい。
	授業アンケートシステム運用業務委託(45,360円) ・個人情報取扱作業責任者届(仕様書「6 個人情報の保護」関係 個人情報取 扱特記事項第3)	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年1月28日)

項	是正	Eを求める事項	
E (46,170円) 書「6 個人情報の保護」関係 個人情 選用業務委託 (12,150円)	検出事項について原因を確認し、に向け必要な措置を講じられたい。	所属のチェック体制を強化する等、	再発防止
	契約に係る仕様書で定める必要な届出が (46,170円) 書「6 個人情報の保護」関係 個人情 選用業務委託 (12,150円) 「6 個人情報の保護」関係 個人情報	契約に係る仕様書で定める必要な届出が 差 (46,170円) 書 「6 個人情報の保護」関係 個人情 理用業務委託 (12,150円) 「6 個人情報の保護」関係 個人情報	契約に係る仕様書で定める必要な届出が 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、に向け必要な措置を講じられたい。 を (46,170円) を 「6 個人情報の保護」関係 個人情 選用業務委託 (12,150円)

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月20日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
思斉支援学校	下記の業務委託契約について、受注者から契約書(仕様書)で定める必要な届出等がなされていなかった。 (1) 大阪府立思斉支援学校受付業務(1,399,596円) ・ 個人情報取扱作業責任者届(契約書第4条関係 II 個人情報取扱特記事項第3) (2) 大阪府立思斉支援学校消防設備保守点検業務(248,400円) ・ 保安業務計画書(第9条及び仕様書5業務内容(9)) ・ 管理技術者届(第11条) ・ 作業員届(第12条)	検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年-月-日、事務局:平成30年11月6日)

(2) 経費支出手続の不備

対象受検機関			検出事項			是正を求める事項		
交野支援学校	下記の研修会に係るかわらず、源泉徴収が			、所得税の源泉徴	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適 正な事務処理を行われたい。			
	研修会の実施日		講師謝礼の金額	源泉徴収額	単位(円) 差引支給額	【所得税法】 (源泉徴収義務)		
	Ti-100 F 7 F 00 F	誤	16, 000	0	16, 000	第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又		
	平成 29 年 7 月 20 日	正	16, 000	1, 633	14, 367	は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又 は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日まで		
						に、これを国に納付しなければならない。		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月25日)

(3) 決裁遅延

26

平成29年10月5日

平成29年9月30日

1, 700

対象受検機関				是正を求める事項						
堺警察署	繕に係	などの支出負担行為を る下記の契約(すべる なせず、受注者からの記		検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制の強化や、事務処理方法の見直しを行うことなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。						
	NO.	経費支出伺の 起案日	請求書の日付	支出額 (円)	NO).	経費支出伺の 起案日	請求書の日付	支出額 (円)	【大阪府財務規則の運用】
	1	平成29年6月12日	平成29年5月31日	23, 990	2	7	平成29年10月5日	平成29年9月30日	13, 750	第39条関係
	2	平成29年6月12日	平成29年5月31日	12, 260	2	8	平成29年10月5日	平成29年9月30日	13, 750	2 システムにより経費支出伺書を作成 する範囲及び時期は、次のとおりとす
	3	平成29年6月12日	平成29年5月31日	12, 140	2	9	平成29年10月5日	平成29年9月30日	16, 440	「
	4	平成29年6月12日	平成29年5月31日	89, 780	3	0	平成29年10月5日	平成29年9月30日	20, 520	(2) 経費支出伺書を作成する時期
	5	平成29年6月12日	平成29年5月31日	67, 820	3	1	平成29年10月5日	平成29年9月30日	19, 020	ア 競争入札の方法により契約を締
	6	平成29年7月3日	平成29年6月30日	1, 570	3	2	平成29年10月5日	平成29年9月30日	7, 750	結するもの
	7	平成29年7月3日	平成29年6月30日	24, 340	3	3	平成29年11月7日	平成29年10月31日	18, 090	契約の相手方及び契約金額が
	8	平成29年7月3日	平成29年6月30日	8, 480	3	4	平成29年11月7日	平成29年10月31日	6, 690	明らかになったとき イ ア以外のもの
	9	平成29年7月3日	平成29年6月30日	26, 670	3	5	平成29年11月7日	平成29年10月31日	1, 700	経費支出の相手方又は内容及
	10	平成29年7月3日	平成29年6月30日	2, 320	3	6	平成29年11月7日	平成29年10月31日	12, 180	び支出金額又は支出限度額を決定
	11	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7, 750	3	7	平成29年12月7日	平成29年11月30日	6, 840	するとき。
	12	平成29年8月8日	平成29年7月31日	32, 910	3	8	平成29年12月7日	平成29年11月30日	8, 830	i
	13	平成29年8月8日	平成29年7月31日	13, 750	3	9	平成29年12月7日	平成29年11月30日	12, 480	【大阪府財務規則】
	14	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7, 750	4	0	平成29年12月7日	平成29年11月30日	12, 510	(支出負担行為)
	15	平成29年8月8日	平成29年7月31日	3, 580	4	1	平成29年12月7日	平成29年11月30日	8, 830	第39条 知事又は第3条の規定により支
	16	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7, 750	4	2	平成30年1月16日	平成30年1月13日	47, 470	出負担行為に関する事務を委任された 者は、予算の範囲内であることを確認
	17	平成29年8月8日	平成29年7月31日	31, 280	4	3	平成30年1月16日	平成30年1月13日	26, 500	有は、「异の配西門でのることを確認 した上で支出負担行為をしなければな
	18	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7, 750	4	4	平成30年1月16日	平成30年1月13日	3, 500	らない。
	19	平成29年8月8日	平成29年7月31日	23, 270	4	5	平成30年1月16日	平成30年1月13日	10, 040	2 前項の場合において、支出負担行為
	20	平成29年9月5日	平成29年8月31日	59, 320	4	6	平成30年1月16日	平成30年1月13日	10, 040	をする者は、経費支出伺書(様式第29
	21	平成29年9月5日	平成29年8月31日	4, 720	4	7	平成30年2月6日	平成30年2月1日	1, 080	号の2)を作成の上、これを行わなけ
	22	平成29年9月5日	平成29年8月31日	16, 440	4	8	平成30年2月6日	平成30年2月1日	1, 080	ればならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。
	23	平成29年9月5日	平成29年8月31日	34, 490	4	9	平成30年2月6日	平成30年2月1日	12, 140	る物口は、この成りでなり。 -
	24	平成29年9月5日	平成29年8月31日	13, 750	5	0	平成30年2月6日	平成30年2月1日	1, 080	
	25	平成29年9月5日	平成29年8月31日	14, 680	5	1	平成30年3月7日	平成30年3月2日	17, 060	

対象受検機関				検出事項		是正を求める事項		
南堺警察署	応の支任者に対する。	て支給される 賞金の額をあ つれる。また の配偶者等そ 対30 年3月3 (A)に対す する2日間分	る謝礼金であり、 支出負担行為額。 こ、人事異動等ル これぞれに対して の目付けの駐在所 する2日間分の執	員の配偶者等に対し、 年度当初に、駐在所 として経費支出何を行 こより、月の途さ中で駅 こ日割務員の異動に伴い 所勤務員の額の支出負担 を支出負担行為額と 別に行っていた。	所勤務員の配偶 けい、各月の協 主在所勤務員が 。 い、経費支出伺 担行為額の減額	者等を債権者とし、 力日数に応じて、 変わった場合は、前の変更の決裁(前位 及び後任者の配偶者	1年間分 たの翌月に 前任者と後 任者の配偶 音等(B)	検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。
		1-t- 1.ft-r	年	度当初	 人事			
		債権者	対象期間	支出負担行為額	対象期間	支出負担行為額		
			H29 . 4 . 1		H29. 4.1			
		A	~	852, 000円	\sim	847, 419円		【大阪府財務規則の運用】
			H30. 3.31		H30. 3.29			第39条関係
		D			H30 . 3 . 30	4 F01 III		2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとお
		В	_	_	\sim	4, 581円		りとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期
	(1) 変更の経費支出伺の起案日:平成30年4月4日 (2) 変更の経費支出伺の決裁日:平成30年4月4日							ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決 定するとき。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年11月13日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
黒山警察署	契約などの支出負担行為をするときは、経費支出同書を作成し、事前に決裁を得なければならないが、下記の2件の契約については、いずれも発注前に経費支出同書を作成することを失念し、請求書を受領するまで気付いていなかった。これにより、経費支出同書の決裁が、(1)及び(2)の契約とも受注者からの請求後となっており、(2)については出納整理期間となっていた。 (1)契約名称:強制採血履行日:平成29年7月14日請求日:平成29年8月16日経費支出同の起案日:平成29年8月21日支出額:4,610円 (2)契約名称:自動車修繕納品日:平成30年3月12日請求日:平成30年4月2日	検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出同書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出同書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出同書を作成する時期ア競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年1月24日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
布施警察署	原動機付自転車修繕の単価契約(※)については、年度当初に、当該年度の予定数量を見込んだ支出負担行為額で経費支出伺を行い、各月の実績に応じて、その翌月に支払いを行っていた。 平成30年3月に行った修繕に伴い当初の支出負担行為額では不足が生じることとなったが、翌月(4月)に請求書を受領するまで気付かなかったことにより、経費支出伺(支出負担行為)の増額変更の決裁が出納整理期間に行われていた。 契約名称:原動機付自転車修繕納品日:平成30年3月26日請求日:平成30年4月9日経費支出伺の起案日:平成30年4月12日支出額:86,840円 ※単価契約:あらかじめ数量を確定することができないために金額を確定し得ないものについて、その単価を契約の主目的として、一定の期間を区切って当該期間内において供給を受けた実績数量を乗じて得た金額の代価を支払うことを内容とする契約	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年10月12日)

(4) 行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関				是正を求める事項					
枚方警察署					始日:平成 30 年4月1日) 調定すべき時機を失し、使				検出事項について調定すべき時機を失し た原因を確認し、所属のチェック体制を強化 する等、再発防止に向け必要な措置を講じら
	種別	許可 数量	使用 目的	使用料 (年額)	許可期間	調定 年月日	納入 期限日	納付日	れたい。
	建物	41. 26 m²	食堂	240, 840円	平成 30 年4月1日から 平成 31 年3月 31 日まで	平成30年6月25日	平成30年7月17日	平成30年7月4日	【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部 を納付させなければならない。(以下略)

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年10月30日)

(5) 支払手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
布施警察署	新聞代(10月分から12月分まで)の支払に当たり、正当な債権者とは異なる者に 支払ったものがあった。	検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止 に向け必要な措置を講じられたい。
	(1)請求書・日付 平成30年1月4日・請求額 14,309円・請求者 株式会社A	【地方自治法】 (経費の支払) 第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをす ることができない。
	(2) 支出命令何書(誤払い分) ・起票日 平成30年1月5日 ・支出命令額 14,309円 ・債権者 株式会社B ※誤払いしたことについては、平成30年3月23日に正当な債権者である株式会社 Aから「支払ってもらっていない」旨の指摘があるまで気付いていなかった。 (3) 戻入調定何書 ・起票日 平成30年3月23日 ・戻入額 14,309円 ・戻入義務者 株式会社B ・返納日 平成30年3月26日 (4) 支出命令何書(正当な債権者への支払分) ・起票日 平成30年3月23日 ・支出命令額 14,309円 ・債権者 株式会社A	【大阪府財務規則】 (支出の命令) 第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令何書(様式第30号)を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。 (支出の決定と支払) 第112条 出納員は、第40条の支出命令を受けたときは、当該支出命令に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないか、当該支出負担行為に係る債務が確定しているか等を審査し、支出の決定をしなければならない。 【会計事務の手引】 第4章第3節 3 支出命令(支出命令審査)の留意点 7 正当債権者のための支出ですか (1)債権者名に誤りは、ありませんか。 「・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。

2 庶務諸給与事務

(1) 通勤手当の誤り

対象受検機関	 	出事項		是正を求める事項		
東大阪支援学校	平成29年4月に6箇月分を支給した通動 た期間の精算事務(戻入)が行われず、過			検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適 正な事務処理を行われたい。		
	支給対象期間	既支給額	精算(戻入)すべき額			
	平成29年4月から同年9月まで	87,927円	(9月分) 14,654円		【職員の給与に関する条例】 (通勤手当) 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 【職員の通勤手当に関する規則】 (支給対象期間) 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 (支給方法等) 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。(以下略) 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。(以下略) 【職員の通勤手当に関する規則の運用について】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年-月-日、事務局:平成31年1月30日)

(2) 特殊勤務手当実績の登録・確認の不備

対象受検機関		検出事項			是正を求める事項
守口東高等学校	者が、特殊勤務手当 じたものがあった。 過払支給期間 平成29年6月	の実績報告内容を 既支給額 17,100円	確認せずに承認し 正規支給額 16,400円	したため、手当の <u>過払支給額</u> 700 円	検出事項について速やかに是正措置を講じられたい。 また、直接監督責任者は総務事務システムにより、教員の特殊勤務実績及び その報告内容に誤りがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月5日)

(3) 管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項		
思斉支援学校	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後 30 日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが1件あった。	するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基 く適正な事務処理を行われたい。		
	出張先 出張期間 旅費支給額 精算日	【地方自治法施行令】		
	兵庫県 平成29年5月24日 ~5月25日 634円 平成29年7月7日	(概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した 後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年11月6日)

対象受検機関		検	出事項		是正を求める事項		
思斉支援学校	管内出張について、認 なり、旅費が未払いとな			したため、提出状態のままと	速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に 係るシステムの取扱いについて教職員に周知徹底するとともに、チェック体制の 強化を図るなどの措置を講じられたい。		
	出張先	旅行日	旅費支給額		Allega o a configuration of the configuration of th		
	大阪市北区	平成29年 10月20日	370円				
				-			

<u>監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年11月6日)</u>

対象受検機関			検出事項		是正を求める事項		
東大阪支援学校	管内はがあった	出張について、適切なシステ た。	ム登録が行われず、旅費	が未払いとなってい	いるもの	速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に 係るシステムの取扱いについて教職員に周知徹底するとともに、チェック体制の 強化を図るなどの措置を講じられたい。	
		出張先	旅行日	旅費支給額		JANGER & RESTREEN & SACTOR &	
		東大阪市	平成29年7月3日	540円			

<u></u> 監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年1月30日)

(4) 管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関		検出事項	是正を求める事項			
桜塚高等学校	出命令者は同期間内に精算されないものが16件あった。 出張先 上藤県 兵庫県 兵庫県 大阪府	検出事項 は、概算払を受けた者は旅費の確認 は、概算払を受けた者は旅費の確認 は、概算払を受けた者は旅費の確認 は、世間にはならないが、ともに対 出張期間 平成29年4月25日 同した。同日との同日をでは29年8月16日から同月17日では29年8月16日から同月17日では29年8月16日から同月19日では29年8月18日から同月17日では29年11月12日から同月15日で成29年11月12日から同月15日で成29年11月12日から同月15日で成29年11月12日から同月15日では30年3月4日の日上	 精 人 26422211111216216が 数 人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人	-	検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性につ	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月12日)

対象受検機関		検出	事項		是正を求める事項		
布施北高等学校	管外旅費の支給において	、航空機代を誤	って支給してい	たため過払い。	検出事項について、速やかに過払旅費額の戻入措置を講じるとともに、管外旅 費の支給事務について適正な事務処理を行われたい。		
	旅行日		正規支給額	過払支給額	人数		
	平成30年1月13日から 同月15日まで	122, 040円	121, 440円	600円	2人		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年1月24日)

対象受検機関		検出事項	是正を求める事項			
東淀川支援学校	旅費の概算払をしたときは、概 出命令者は同期間内に精算させな いないものが25件あった。	光算払を受けた者は旅費の確定後 さければならないが、ともに当該				
	兵庫県 兵庫県 兵庫県 兵庫県 兵庫県 兵庫県 兵庫県 大東京都 一下成29年5月 平成29年5月 平成29年5月 平成29年5月 平成29年5月 平成29年6月 平成29年7月 同十 一下成29年7月 同十 一下成29年7月 一下成29年7月 平成29年7月 平成29年7月 平成29年8月 平成29年8月 平成29年9月 平成29年10月 平成29年10月 平成29年10月 平成29年10月 平成29年10月 平成29年10月 平成29年10月 平成29年10月 平成29年10月 平成29年10月 平成29年10月 平成29年10月 平成29年10月 平成30年1月 平成30年1月 平成30年1月	月7日 月16日 月17日 月18日から同月19日 月25日から同月26日 月25日から同月30日 月25日 月27日 月27日 月31日 月31日 月31日 月17日から同月18日 月17日から同月18日 月18日 月28日から同月15日 月28日から同月29日 月28日から同月29日 月5日から同月13日 月20日 月12日から同月13日 月20日 月20日 月20日 月20日 月20日 月20日 月20日 月20	1人 1人 1人 1人 14人 7人 1人 1人 1人 1人 17人 15人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人	【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。		

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成30年11月15日)

対象受検機関			検出事項	頁	是正を求める事項		
光陽支援学校	出命令者は同	算払をしたときは、概算 問期間内に精算させな <i>に</i> 311件あった。			検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。		
	出張分	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	<u>-</u>	
	愛媛児	平成29年7月25日 から同月26日まで	22, 780円	1人	平成30年3月5日	【地方自治法施行令】 (概算払)	
	東京者	平成29年7月27日 から同月28日まで	38, 680円	1人	平成30年3月30日	第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることが できる。	
	石川県	平成29年8月3日 から同月4日まで	23, 660円	1人	平成30年3月30日	一旅費	
	埼玉県	平成29年8月8日 から同月10日まで	47, 780円	1人	平成30年3月30日	【大阪府財務規則】 (概算払の精算) (数算なの表は、概算なるようななないないないないないないないないないないないないないないないできません。	
	大分則	平成 29 年8月3日 から同月4日まで	41, 260円	1人	平成30年3月30日	第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。	
	滋賀県		10, 940円	5人	平成30年3月30日		
	東京者	平成29年8月20日 から同月21日まで	38, 300円	1人	平成30年5月31日		
	大分則	平成29年8月3日 から同月4日まで	41, 240円	1人	平成30年3月30日		
	山口児	平成29年11月16日 から同月17日まで	66, 300円	2人	平成30年3月30日		
	長崎児	平成30年1月10日 から同月12日まで	108, 520円	2人	平成30年3月30日		
	山口県	平成 29 年11月1 5 日 から同月1 7 日まで	41,020円	1人	平成30年3月30日		
	шнэ	` から同月 17 日まで	11, 020]			実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年1	

監査(検査)実施年月日(委員:平成-年-月-日、事務局:平成30年11月29日)

(5) 不適切な服務管理

対象受検機関	検は	出事項	是正を求める事項			
門真なみはや高 等学校	下記について、特別休暇(親族の喪に別ていた。	服する場合) の対象とならないものを承認し	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適 正な事務処理を行われたい。			
	続柄	休暇承認日	【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】			
	配偶者のおじ	平成29年4月24日	(特別休暇) 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合に 該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合人事 会規則で定める期間 【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の名 定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各名 める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と記 期間			
			別表第5 (第 10 条関係) 死亡した者	日数		
			父母、配偶者、子	7日		
			祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3 日		
			孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶 者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、 おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日		
			(以下略) 			

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年2月6日)

対象受検機関	検出事項		是正を求める事項				
平野高等学校	下記について、特別休暇(親族の喪に服する場いた。	合) の対象とならないものを承認して	検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。				
	統柄 従弟	平成29年9月6日	【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する 該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める 会規則で定める期間 【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は 定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、 める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で 期間 別表第5(第10条関係) 死亡した者 父母、配偶者、子 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶 者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、 おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 (以下略)	場合人事委員 、次の各号に 当該各号に定			

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年1月8日)

検上	出事項	是正を求める事項			
下記について、特別休暇(親族の喪に服いた。	とする場合) の対象とならないものを承	はして 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、 適正な事務処理を行われたい。			
続柄	休暇承認日	【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】			
配偶者の伯母	平成30年3月26日	(特別休暇) 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合人事委員会規則で定める期間 【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間			
		別表第5 (第10条関係) 死亡した者 日数			
		祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 3日			
		孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶 者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、 おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者			
		(以下略)			
	下記について、特別休暇 (親族の喪に服いた。 続柄	続柄 休暇承認日			

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年11月6日)

(6) 時間外等勤務実績の登録・確認の不備

		検出事項		是正を求める事項
の実績の入務実績の入	、力を行い、直接監 、力漏れがないか確	☆ 哲責任者は総務事務システムによる。 ☆ できる。	り、職員の時間外勤	を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督
人	数 延べ件数	事実発生時期		
1	名 3件	平成29年4月		
1	名 1件	平成29年5月		
1	名 1件	平成29年11月		
	の実績のA 務実績のA め、時間外 人 1	の実績の入力を行い、直接監務実績の入力漏れがないか確め、時間外勤務手当が支給される。	職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムによ務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともにめ、時間外勤務手当が支給されていないものが5件あった。 人数 延べ件数 事実発生時期	職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが5件あった。 人数 延べ件数 事実発生時期

対象受検機関				検出事項			是正を求める事項	
吹田高等学校	の実績 務実績	の入力を の入力源	行い、直接監督 れがないか確認	け時間外勤務を行った場合には、	り、職員の時間外勤	検出事項について、速やか を行った場合には、速やかに 責任者による確認を徹底する	時間外勤務の実績を入力す	
		人数	延べ件数	事実発生時期				
		1名	1件	平成30年4月				
		2名	3件	平成30年5月				
		2名	2件	平成30年7月				
						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	/ *	事務民、平成20年10日25日)

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年10月25日)

対象受検機関			検出事項	是正を求める事項	
門真なみはや高 等学校	実績の入力を行い 績の入力漏れがた	、直接監督責任者は	勤務を行った場合には、速やな 総務事務システムにより、職員 ならないが、ともに当該行為を が2件あった。	勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、	
	人数	延べ件数	事実発生時期		
	1名	1件	平成29年9月		
	1名	1件	平成30年1月		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年2月6日)

対象受検機関				検出事項		是正を求める事項
かわち野高等学校	の実績 務実績	責の入力を 責の入力源	行い、直接 れがないか	受け時間外勤務を行った場合には、遠 監督責任者は総務事務システムにより 確認しなければならないが、ともに当 されていないものが2件あった。	、職員の時間外勤	勤┃を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監窄
		人数	延べ件数	事実発生時期		
		1名	1件	平成29年4月		
		1名	1件	平成29年11月		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月13日)

対象受検機関				検出事項		是正を求める事項
貝塚南高等学校	の実績 務実績	の入力を の入力源	行い、直接監督 れがないか確認	け時間外勤務を行った場合には、返	り、職員の時間外勤	を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督
		人数	延べ件数	事実発生時期		
		1名	1件	平成29年6月		
		1名	1件	平成29年7月		
		1名	1件	平成29年10月		
		1名	1件	平成30年3月		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月19日)

対象受検機関				検出事項		是正を求める事項	
教育センター附 属高等学校	の実績 務実績	責の入力を 責の入力漏	行い、直接監 れがないか研	受け時間外勤務を行った場合には、速 監督責任者は総務事務システムにより 確認しなければならないが、ともに当 されていないものが1件あった。	、職員の時間外勤	動┃を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し	、直接監督
		人数	延べ件数	事実発生時期			
		1名	1件	平成30年3月			

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年1月28日)

対象受検機関			検出事項	是正を求める事項	
和泉支援学校	績の入力を行い、直	【接監督責任者は終 「認しなければなり	ト勤務を行った場合には、速やた 総務事務システムにより、職員の らないが、ともに当該行為を怠っ 中あった。	の時間外勤務実績の	
	人数	延べ件数	事実発生時期		
	1名	1件	平成29年6月		
	1名	1件	平成29年9月		
	1名	1件	平成29年11月		
	1名	2件	平成30年2月		
	1名	2件	平成30年3月		

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成30年10月31日)

対象受検機関				検出事項		是正を求める事項			
思斉支援学校	の実施務実施	漬の入力を 漬の入力漏	行い、直接 引れがないか		り、職員の時間外勤	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。			
		人数	延べ件数	事実発生時期					
		1名	2件	平成29年4月					
					_				

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年11月6日)

対象受検機関				検出事項			是正を求める事	項
難波支援学校	の実績 務実績	の入力を の入力源	で行い、直接監 引れがないか確	け時間外勤務を行った場合には、選督責任者は総務事務システムにより 認しなければならないが、ともに れていないものが14件あった。)、職員の時間外勤	を行った場合には、速や	かに時間外勤務の実績を	るとともに、職員に対し、時間外勤務 と入力するよう周知徹底し、直接監督 適切な服務管理を行われたい。
		人数	延べ件数	事実発生時期				
		1名	1 件	平成29年4月				
		1名	2件	平成29年6月				
		1名	1件	平成29年9月				
		1名	1件	平成29年10月				
		1名	1件	平成29年11月				
		1名	3件	平成29年12月				
		2名	3件	平成30年1月				
		1名	2件	平成30年2月				
								日 日 東致日 亚代20年11日12日)

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年11月13日)

対象受検機関				検出事項	是正を求める事項	
東淀川支援学校	績の入力 入力漏れ	を行い、直 がないか確	接監督責任者は終	↑勤務を行った場合には、速やだ 総務事務システムにより、職員の らないが、ともに当該行為を怠っ はあった。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間 外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底 し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を 行われたい。	
		人数	延べ件数	事実発生時期		
		2名	3件	平成29年8月		
		1名	1件	平成29年12月		
		2名	2件	平成30年3月		
					-	

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成30年11月15日)

対象受検機関				検出事項		是正を求める事項	
交野支援学校	の実統務実統	責の入力を 責の入力源	行い、直接 れがないか	受け時間外勤務を行った場合には、 監督責任者は総務事務システムによ 確認しなければならないが、ともに されていないものが1件あった。	り、職員の時間外勤	か を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力	するよう周知徹底し、直接監督
		人数	延べ件数	事実発生時期			
		1名	1件	平成29年8月			

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月25日)

対象受検機関				検出事項	是正を求める事項	
光陽支援学校	績の入力を 入力漏れか	を行い、直 がないか確	接監督責任者は終	↑勤務を行った場合には、速やだ 総務事務システムにより、職員の らないが、ともに当該行為を怠っ 件あった。	外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底	
		人数	延べ件数	事実発生時期		
		1名	3件	平成29年7月		
		1名	1件	平成29年9月		
		1名	2件	平成29年11月		
					-	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年11月29日)

(7) 病気休暇の承認手続の不備

対象受検機関		検出事項		是正を求める事項
平野高等学校		検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (病気休暇)		
		平成29年6月30日平成29年7月6日平成29年7月18日	終日 終日 終日	第14条 任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最低限の日又は時間とする。 【病気休暇の承認手続きの見直しについて(通知】【 (平成25年3月29日付け教委職企第2282号 教職員室企画課長通知) 1 病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化

	検出事項 		是正を求める事項			
病気休暇のうち4名 25 出されていなかった。	件の承認手続について、診断	書等の必要な確認書類が提	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理 を行われたい。			
職員 A	事実発生日 平成29年10月19日 平成29年10月24日~25日 平成29年10月26日 平成29年11月2日 平成29年11月7日 平成29年11月10日 平成29年11月20日 平成30年2月13日 平成30年2月20日 平成30年2月22日~23日 平成30年2月28日~ 3月1日 平成30年3月8日 平成30年3月15日 平成30年3月15日 平成29年4月6日 平成29年6月5日 平成29年7月6日 平成29年8月7日 平成29年8月7日 平成29年8月7日 平成29年10月16日 平成29年12月26日	取得時間 8: 20~10: 50 終日 8: 20~12: 05 終日 8: 20~9: 10 終日 8: 20~11: 50 終日 終日 終日 終日 終日 終日 終日 終日 終日 終日 終日 終日 終日	【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (病気休暇) 第14条 任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最低限の日又は時間とする。 【病気休暇の承認手続きの見直しについて(通知)】 (平成25年3月29日付け教委職企第2282号 教職員室教職員企画課長通知) 1 病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化 旧 7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化。 じまを義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。 ○1枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を顧い出る場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等(写)の提出を求める。 ○提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。 2 指定難病等※に罹患した職員に対する診断書の取扱いの「特例」について 【「特例」の内容】 指定難病等に罹患した職員に対する診断書の取扱いの「特例」について 【「特例」の内容】 指定難病等に罹患した職員に対する診断書の取扱いの「特例」について 【「特例」の内容】 「おの内容】 「おの内容」 「おの内容」を発的な症状等により通院を要した場合、年1回の診断書に予め病名と突発的な症状等により通院の可能性がある旨の記載があれば、通院の度に新たに診断書を提出することは不要とする。 ○通院の原因である突発的な症状等については、診断書記載と同一の指定難病等に起因するものであることが必要。			
C D	平成30年1月11日 平成30年3月26日 平成29年6月8日 平成30年2月28日	12: 00~16: 50 8: 20~12: 20 12: 05~16: 50 13: 50~16: 50	 ○通院の度に、事後、通院の事実を確認できる領収書等(写)の提出を求める。 ○この特例の対象は通院の場合に限られ、自宅での安静加療等は除く。 ○少なくとも年1回、新たな診断書の提出は必要。 ※指定難病等とは、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病及び厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患(特定疾患)をいう。 			
	出されていなかった。 職員 A B	出されていなかった。 職員	職員 事実発生日 取得時間 A 平成29年10月19日 8: 20~10: 50 平成29年10月26日 8: 20~12: 05 平成29年11月2日 終日 平成29年11月7日 8: 20~10: 50 平成29年11月10日 8: 20~9: 10 平成29年11月20日 終日 平成30年2月13日 8: 20~11: 50 平成30年2月20日 終日 平成30年2月22日~23日 終日 平成30年2月28日~ 終日 平成30年3月8日 終日 平成30年3月14日 15: 20~16: 50 平成30年3月15日 終日 平成29年4月6日 終日 平成29年7月6日 終日 平成29年8月7日 終日 平成29年10月16日 終日 平成29年12月26日 終日 平成30年1月11日 12: 00~16: 50 平成30年3月26日 8: 20~12: 20 C 平成29年6月8日 12: 05~16: 50			

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月13日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
東大阪支援学校	検出事項 30日以上病気休暇を取得した職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものが1件あった。 診断書における休業期間 平成29年8月17日から同年9月30日まで(45日間)	今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行なわれたい。 【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】 (病者の報告等) 第31条 安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書(様式第四号)に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。 一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった職員 二 精神障害のため、勤務させることにより、病勢が著しく増悪するおそれ
		のある職員 三 心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のため病勢が著しく増悪するおそれのあ るものにかかった職員

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年1月30日)

3 資産管理事務

(1) 公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関			検と	出事項	是正を求める事項	
吹田高等学校			こついて、公有財産 こ記載の種別につい		検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大 阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われた い。	
	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	【大阪府公有財産規則】
	建物	14. 6 m²	給品部	34,770円	H30. 4. 1 ∼H35. 3.31	(使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容に ついて、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、
	土地	電柱1本 支線3本	電力の供給	3, 400円	H30. 4. 1 ∼H35. 3.31	毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について 調査し、確認しなければならない。
	建物	90. 24㎡ 6台	食堂自動販売機	223, 520円	H28. 4. 1 ∼H33. 3.31	【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システム を用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとす
	(注1) 誤)標識 正)土地	1 箇所	一時避難地 ・ 避難所標識	免除	H26. 4. 1 ∼H31. 3.31	る。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 【公有財産台帳等管理システム操作マニュアル】
			「 所標識」は府有地 上地」とするのがI		15.2使用許可新規登録 ○使用許可の新規登録は、使用許可一覧画面の新規登録から行います。 ①使用許可を行う財産の種別(土地、建物、動産、無体財産権、工作物)を選択	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年10月25日)

対象受検機関				検出事項	是正を求める事項	
枚方なぎさ高等 学校	1 下	記の行政財産の使用許	可について、	公有財産台帳に登載な	検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大 阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われた	
	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	ν' ₀
	建物	0.0625 ㎡ 測3	量基準点の設置	免除	H30. 4. 1 ∼H35. 3.31	【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容に ついて、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、
	2 下	記の行政財産の使用許	一可に伴う年間(使用料について、公存	有財産台帳の登載誤りがあった。	毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について 調査し、確認しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】
	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	(使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システム
	建物	106.19㎡ 公衆電話1台 自動販売機4台	学校食堂	誤) 296, 080 円 正) 307, 570 円	H28 . 4 . 1 ∼ H31 . 3 . 31	を用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、 システムを用いて異動登録を行うものとする。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月3日)

対象受検機関 検出事項 是正を求める事項 1 下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載がされていなかった。 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大 貝塚南高等学校 阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われた V10 使用料 種別 許可数量 使用目的 許可期間 (年額) 【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 電柱 土地 1本 3,700円 H29. 4. 1 \sim H34. 3.31 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容に ついて、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、 毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について 土地 1本 電話柱 1,500円 H30. 4. 1 ∼H35. 3.31 調査し、確認しなければならない。 H28. 4. $1 \sim$ H33. 3.31 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 建物 4台 自動販売機 71,960円 変更許可 (借用財産) **H28**. 8 . 1 ∼**H33**. 3 . **31** 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物) の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用 建物 **82.** 71 m² 食堂 151. 950円 H28. 4. 1 \sim H33. 3.31 登録を行うものとする。 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、 システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度 2 下記の借用財産について、公有財産台帳に借用登録をしていなかった。 に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったと 借用料 きは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 借用数量 種別 所在地 借用目的 借用期間 (年額) 【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 H30. 4. 1 \sim 第3節 借用 貝塚市橋本684 十地 **30. 28** m² 汚水放流管埋設 48,640円 H35. 3.31 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産(土地、建物な ど)を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受け ることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把 握するためにも借用(物件)台帳を整備しておくこと。

対象受検機関			是正を求める事項			
鳳高等学校	下記の行政財	産の使用許可に〜	検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき適正な事務処理を行われたい。			
	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	【大阪府公有財産規則】
	土地	12本	電話用本柱6本、支線6本	18,000円	H30. 4. 1 ∼H35. 3.31	(使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財
	土地	2本	第1種電柱1本、 第3種電柱1本	5, 400円	H30. 4. 1 ∼H35. 3.31	産の使用の許可の内容について、知事が 別に定めるところにより公有財産台帳に
	土地	$1.8\mathrm{m}^2$	カーブミラー1基	免除	H30. 4. 1 ∼H35. 3.31	登載し、毎年一回、その許可に係る行政 財産の使用の状況を実地について調査
	土地	0.57 m²	自治会掲示板1基	免除	H30. 4. 1 ∼H35. 3.31	し、確認しなければならない。
	建物	1.8m²	災害時優先特設公衆電話(卓上型 2台分)	免除	H30. 4. 1 ∼H35. 3.31	【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況)
	建物	56.0 m ²	同窓会事務所	免除	H30. 4. 1 ∼H35. 3.31	第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は 使用承認を行ったときは、システムを用
						いて使用許可、貸付又は使用承認の情報 を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の 状況に異動があったときは、システムを用 いて異動登録を行うものとする。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年10月1日から平成31年1月31日まで)

対象受検機関	検出事項								
思斉支援学校	1 下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。 また、行政財産使用許可の申請内容と異なる内容で「行政財産使用許可書」を交付しているものが た。(注1) なお、本件「行政財産使用許可書」は種別についても誤っていた。(注2)								
	種別	許可数量		使用目的		使用料 (年額)	許可期間		
	土地	8.88 m²		所救助資機材 及び 7資保管庫の認		免除	H30. 4. 1 ∼H31. 3.31		
	(注2) 誤) 囲障 正) 建物	0. 54 m̃		(注1) 対助資機材 及び が資保管庫の認 等時避難場所案		免除	H30.4.1∼H31.3.31		
	② 使月 ※ F (注2) 本件、 とから、 ※ 月	用許可申請書の 用許可書の内容: 用許可書の内容: 申請内容と許可 「災害時避難場 種別は「建物 思斉支援学校では の借用財産につ	⇒用途:「災害 内容が相違。 ・所案内板」は 」とするのが は、囲障は建	原用救助資機を 西門の門扉と 正しい。 物に含まれて	け及び備蓄物 一体となっ 財産登録され)資保管庫の設 た囲障部分に れている。	置」 0.54 ㎡ 設置されている案内板である		
	種別	所在地	所在地		借用目的	借用料 (年額)	借用期間		
	土地	旭区大宫 大阪守口線 (大阪市旭区力 11番7号均	高架下 C宮5丁目	639 m²	運動広場	無償	H30. 4. 1 ∼H33. 3.31		

是正を求める事項

検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録すると ともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正 な事務処理を行われたい。

【大阪府公有財産規則】

(使用状況の確認)

第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。

【大阪府公有財産台帳等処理要領】

(借用財産)

第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家 (借建物)の契約等を行ったときは、借用財産として システムを用いて借用登録を行うものとする。

(使用許可又は貸付状況)

- 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。
- 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。

【公有財産台帳等管理システム操作マニュアル】

- 15. 2使用許可新規登録
- ○使用許可の新規登録は、使用許可一覧画面の新規登録 から行います。
- ①使用許可を行う財産の種別(土地、建物、動産、無体 財産権、工作物)を選択

【公有財産事務の手引】

第2章 公有財産の取得

第3節 借用

府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産

(土地、建物など)を許可又は契約(賃貸借契約、使 用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容 を明確に把握するためにも借用(物件)台帳を整備し ておくこと。

対象受検機関			検出事項		是正を求める事項	
光陽支援学校	下記の行動を関する。	政財産の使用部 許可数量 0. 21 ㎡ 17. 5 ㎡	検出事項 中可について、公有財産台帳に使用目的 災害時特殊公衆電話 災害用救助資器材及び備蓄物資倉庫	ご登載がされ 使用料 (年額) 免除 免除	たいなかった。 許可期間 H29.4.1~ H30.3.31 H29.4.1~ H30.3.31	検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。 【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】
						(使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年11月29日)

(2) 備品管理の不備

対象受検 機関		検出事項			是正を求める事項
岬高等学 校					検出事項について現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、 法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。
	品種 品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	【大阪府財務規則】
	家具什器類 冷暖房器具クーラー	平成16年8月19日	1	306, 600円	(物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 — 備品出納簿(様式第39号) (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。 【備品管理の適正化について】(平成23年7月13日 施設財務課長通知)標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品出納簿に登理が的確に行われていないとの意見が出されました。特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。 4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的に実査し、照合確認等すること。 5 廃棄 備品を廃棄するときは、物品取扱者等から事務室への報告を徹底し、備品出納簿上の廃棄処分を併せて行うこと。 【適正な会計事務手続きの徹底について】(平成24年3月31日 会計局長通知)本府ではこれまで、会計事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通り、事務ではこれまで、会計事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の職員と事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の職員と事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の職員と事務の適正化で図るため、会計事務が研修などあらゆる機会を通じ、場合の職員の職員と表述を表述を知るの職員の職員と表述を紹介を表述されていますないましていませないませないませないませないませないませないませないませないませないませな

このため、更なる会計事務の適正化を図るため、各所属において注意喚起を行うととも に、下記の内容について周知徹底を図られるようお願い申し上げます。 記
1 物品の管理等の適正化について ② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め(所管する備 品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど)、 定期的に実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年1月22日)

対象受検機関		検出事項				是正を求める事項
西成高等学校	下記の備品	について、備品出納約	簿に記載されていなかっ	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適 正な事務処理を行われたい。		
	品種	品目	当初受入年月日	数量	金額	【大阪府財務規則】
		商品名				(物品の出納の通知及び帳簿の記載)
	機械器具類 AED 平成 26 年 3 月 31 日 1 $241,500$ 円 に物品の分類を明らかにして出納 σ	第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員 に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。				
		2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出し				
				の事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)		
						·

監査(検査)実施年月日(委員:-年-月-日、事務局:平成30年10月17日)

対象受検 機関			検出事項			是正を求める事項
交野支援 学校	下記の備品について、現物が確認できなかったものが備品出納簿に登載されていた。			品出納簿(に登載されてい	検出事項について現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、 法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。
	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載)
	機械器具類	農工器具 タタラ機	昭和62年3月30日	1	125,000円	第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の 分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。
	標本及び模型 類	標本及び模型類 動物標本 (バファロー)	昭和57年1月20日	1	500,000円	2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を 記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)
	標本及び模型類	150,000円	(不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用 する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不			
						用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければ ならない。
						【備品管理の適正化について】(平成23年7月13日 施設財務課長通知)標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。ついては、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いします。
						4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなど に物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的に実査し、照合確認等すること。 5 廃棄 備品を廃棄するときは、物品取扱者等から事務室への報告を徹底し、備品出 納簿上の廃棄処分を併せて行うこと。
						【適正な会計事務手続きの徹底について】(平成24年3月31日 会計局長通知) 本府ではこれまで、会計事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を 通じ、職員の醸成と事務の適正化に向けた指導を行ってきました。 しかしながら、今年度、包括外部監査や監査委員の監査において、『物品の適正な管理 について』や『不適正な会計事務手続き』など、多くの意見・指摘がされています。

このため、更なる会計事務の適正化を図るため、各所属において注意喚起を行うとともに、下記の内容について周知徹底を図られるようお願い申し上げます。記 1 物品の管理等の適正化について ② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め(所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど)、定期的に実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。
些杏(桧杏)宝施年日日(季昌·平成-年-日-日 事務局·平成30年12日25日)

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年-月-日、事務局:平成30年12月25日)

(3) 行政財産使用許可の不備

対象受検機関		検出事項	是正を求める事項		
枚方なぎさ高等学校	行政財産の使用許可を受けている使用者に 間満了の1箇月前までに行政財産使用許可 続き使用させている土地について、使用許可 種別 許可数量 土地 4700mm (W) ×4090mm (H) ×47.5m (L) ※ 本件、平成30年4月1日以降も使用さ る。	は、使用期間の満了後引き続き 申請書を提出しなければならな 可の更新手続を行っていないも 使用目的 枚方市公共 下水道管(雨水)埋設	(いが、使用期 のがあった。 使用料 (年額) 免除	計満了後も引き 許可期間 H25.4.1 ~ H30.3.31	
				FF + (IA+)	実施年月日(委員:平成一年-月-日、事務局:平成30年12月3日)

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年-月-日、事務局:平成30年12月3日)

対象受検機関		検出事項		是正を求める事項		
堺工科高等学校	下記の物件が学校敷地内にていなかった。	設置されているが、行政	財産の使用許可等の手続を行っ	検出事項について、速やかに設置者を特定し、改めて使用許可等の適否を判し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい		
	物件名		備考			
	カーブミラー	1	敷地上空の占有	【地方自治法】		
	道路標識	1	敷地上空の占有	(行政財産の管理及び処分)		
				第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可 することができる。		
				【大阪府公有財産規則】 (管理の原則)		
				第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。 (使用許可の範囲)		
				第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の 4第7項の規定により、その使用を許可することができる。		
				一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のため の施設の用に供するとき。		
				二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他 公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供すると		
				き。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供す るとき。		
				四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。		
				五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用 に供するとき。		
				六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益 上やむを得ないと認められるとき。		
				に供するとき。 六 行政財産の効率的利用に資すると認め 七 前各号に掲げるもののほか、府の事務?		

4 新公会計事務

(1) 建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	村	食出事項	是正を求める事項		
	大阪府立松原高等学校北館生物 実験室・南館選択3教室改修工事	ころ、工事が完了(作			
			日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産 台帳に登録しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号(府以外からの取得の場合に限る。)及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年1月16日)

5 その他事務

(1) 有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関		検出事項			是正を求める事項	
桜塚高等学校	営業に伴う電気料金に	可を受けた食堂業者の営業及 こついて、特定計量器により 強定証印等の有効期間を経過 計量器の種類	使用量を	計量し、使用者から負担		
	食堂・自動販売機・	電力量計(電灯用)電力量計(動力用)	1台 1台	平成30年10月 平成30年10月	の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。) は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第2条第1項第2号に 掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令 で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第	
	給品部	電力量計(電灯用)	1台	平成30年10月	1項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年2月1日)

対象受検機関		検出事項		是正を求める事項
門真なみはや高等 学校	料金について、特定計	を受けた食堂業者の営業及び自動販量器により使用量を計量し、使用者が効期間を経過した特定計量器を使用	いら負担金を徴収してい	
	使用目的	計量器の種類	有効期間の終期	第16条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量 の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)
	食堂・自動販売機	電力量計(一般用)1台	平成30年5月	は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第2条第1項第2号に 掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令
		電力量計(動力用)1台	平成29年10月	で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第
				で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年2月6日)

対象受検機関		検出事項		是正を求める事項	
かわち野高等学校	について、特定計量器によ	受けた食堂業者の営業及び自動駅 より使用量を計量し、使用者から 経過した特定計量器を使用してい	う負担金を徴収しているが、	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適 正な事務処理を行われたい。 【計量法】	
	使用目的	計量器の種類	有効期間の終期	【	
	食堂・自動販売機・	電力量計(電灯用)1台	平成30年6月	の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。) は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第2条第1項第2号に	
	及至「日勤敗九恢	電力量計(動力用)1台	平成30年8月	掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月13日)

対象受検機関		検出事項		是正を求める事項
	こついて、特定計量器に	受けた食堂業者の営業及び自動より使用量を計量し、使用者か経過した特定計量器を使用して 計量器の種類 電力量計(電灯用)1台 電力量計(動力用)1台	ら負担金を徴収しているが、	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、 適正な事務処理を行われたい。 【計量法】 (使用の制限) 第16条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の 質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を 除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第2条第1 項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の
				経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年1月28日)

対象受検機関	検出事項			是正を求める事項
松原高等学校	行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、 検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。			検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、 適正な事務処理を行われたい。 【計量法】
	使用目的	計量器の種類	有効期間の終期	(使用の制限) 第16条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の
	食堂・自動販売機	電力量計(電灯用)1台	平成30年3月	質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの
		電力量計(動力用)1台	平成30年6月	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年1月16日)

(2) 印影印刷物の管理不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
平野高等学校	公印(学校印・学校長印)を印影印刷した卒業証書について、受払簿等を作成しておらず、使用状況が明らかにされていなかった。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに法令等に基づき、適正な事 務処理を行われたい。
	• 卒業証書 240枚	【大阪府教育委員会公印規程】 (公印の印影の印刷) 第12条 公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき(次条第一項 に規定する場合を除く。)は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印 刷することができる。 2 前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、 常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成31年1月8日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
かわち野高等学校	公印 (学校長印) を印影印刷した生徒証について、受払簿等を作成しておらず、 使用状況が明らかにされていなかった。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに法令等に基づき、適正な事 務処理を行われたい。
	・生徒証 500枚	【大阪府教育委員会公印規程】 (公印の印影の印刷) 第12条 公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき(次条第一項に規定する場合を除く。)は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印刷することができる。 2 前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月13日)